

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」(平成15年7月1日施行)に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 停 職

粗大ごみ等の不法投棄

被処分者	主事 58歳
事案の内容	令和元年12月14日22時30分頃、東京都八王子市鎌水570番先の八王子市所有地において、土地所有者の許可を得ず、親族が使用していた布団・食器棚・冷蔵庫等の家財道具を投棄し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金50万円の処分を受けた。
処分の内容	停職 1月間
発令年月日	令和2年12月4日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号